

# 大阪大学歯学部附属病院放射線障害予防規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」及び「医療法」(以下「法」という。)に基づき、大阪大学歯学部附属病院における医療用放射線の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線診療従事者の放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 総長 — 法人の代表者である学長
  - (2) 病院長 — 大阪大学歯学部附属病院長
  - (3) RI — 放射性同位元素
  - (4) 放射線施設 — 診療用高エネルギー放射線発生装置(以下「リニアック」という。)および線量計校正用線源(以下「校正用線源」という。)の使用室
  - (5) 放射線診療施設 — 放射線施設および診断用エックス線検査室
  - (6) 診断用エックス線装置 — 1メガ電子ボルト未満のエックス線を発生する装置で専ら診療のみに用いるもの
  - (7) 管理区域 — 放射線診療施設内で法に規定する場所
  - (8) 放射線診療従事者等 — 放射線診療従事者およびエックス線診療従事者
  - (9) 施行規則 — 昭和35年総理府令第56号
- 2 放射線診療従事者とは、放射線診療に従事するため放射線施設の管理区域に業務上立ち入るもので、病院長が放射線診療従事者と認めた者をいう。
- 3 放射線診療従事者は、放射線業務従事者として登録しなければならない。
- 4 エックス線診療従事者は、専ら診断用エックス線検査室のみに立ち入り、診断用エックス線装置のみを診療上用いる者で、病院長がエックス線診療従事者と認めた者をいう。
- 5 エックス線診療従事者は、エックス線診療従事者として登録しなければならない。

### (適用範囲)

第3条 この規程は大阪大学歯学部附属病院放射線同位元素等診療施設に業務上立ち入る放射線診療従事者等に適用する。

### (義務)

- 第4条 放射線診療従事者等及び管理区域に患者以外で一時的に立ち入るものは、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。
- 2 放射線診療従事者等は、この規程を読み従わなければならない。
  - 3 放射線診療従事者等は、管理区域に立ち入る場合は、個人被ばく線量測定器を携行しなければならない。
  - 4 病院長は、放射線取扱主任者が法及び本規程に基づいて行う意見具申を尊重しなければならない。

## 第2章 組織及び職務

(安全管理に従事する者に関する組織)

第5条 大阪大学歯学部附属病院における放射線障害防止に関する組織は別図に掲げるとおりとする。

(歯学部附属病院放射線安全委員会)

第6条 大阪大学歯学部附属病院における放射線障害の予防に必要な事項を審議するため、歯学部附属病院放射線安全委員会(以下、「安全委員会」という。)を置く。

2 委員長は、病院長が委嘱する。

3 委員は、放射線取扱主任者、施設管理担当者、安全管理担当者及びその他病院長が必要と認めた者を、病院長が委嘱する。

4 安全委員会の規程は別に定める。

(放射線取扱主任者等)

第7条 歯学部附属病院における放射線障害の発生の防止について、監督を行わせるため、放射線取扱主任者を置く。

2 放射線取扱主任者の選任又は解任については、総長が行うものとし、総長はこれを病院長に専決させるものとする。

3 放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行う事ができないときには、その期間中職務を代行させるため、放射線取扱主任者の代理者を置く。放射線取扱主任者の代理者の選任又は解任についても、前項の規定を準用する。

4 前2項に掲げる選任又は解任を行った場合は、速やかに総長に届け出なければならない。

5 必要に応じて放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者の代理者(以下「主任者」という。)を補佐させるため、放射線取扱主任者補佐(以下「主任者補佐」という。)を置き、病院長が委嘱する。

6 病院長は法36条の2の規定に基づき、放射線取扱主任者に選任後1年以内(選任前1年以内に受講していた者は、その受講後3年以内)、その後は3年以内ごとに、定期講習を受講させなければならない。

(放射線取扱主任者の職務)

第8条 主任者は、前条第1項の職務を行うため、歯学部附属病院放射線施設において、次の各号に掲げる実務に当たる。

(1) 予防規程の改正等への参画

(2) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査

(3) 立入検査の立ち会い

(4) 病院長に対する意見の具申

(5) 放射線安全委員会の開催の要求

(6) 使用状況並びに放射線施設、帳簿及び書類の監査

(7) 関係者に対する関連法令及び予防規程の遵守のための指示

(8) 危険時等の対策及び処置

(9) その他放射線障害防止に関する必要事項

(点検)

第9条 主任者は、放射線診療施設を法令に定める技術上の基準に適合させるため、各使用室の維持管理に関し、6月を越えない期間毎に点検するものとする。

- 2 主任者は、前項の点検により異常を認めたときは、必要な措置を講ずるとともに、異常の内容及び講じた処置を安全委員会及び病院長に報告するものとする。
- 3 主任者は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間について、第1項に基づく放射線管理状況報告書を作成し、病院長に提出しなければならない。
- 4 病院長は、前項の報告を受けた後、所定の期日までに放射線管理状況報告書を総長に提出しなければならない。
- 5 第1項の大阪大学歯学部附属病院放射線診療施設点検要領（以下、「施設点検要領」という。）は別に定める。
- 6 病院長は、管理区域の外に通ずる扉を施錠し、主任者にその鍵を厳重に管理させ、これらの扉を出入りした者の氏名、所属及び出入りの日時を記録させ、その記録を5年間保存しなければならない。

（放射線施設責任者）

第10条 放射線施設責任者を歯学部附属病院長とする。

（安全及び施設管理責任者）

第11条 安全及び施設管理責任者を歯学研究科事務部長（以下「事務部長」という。）とする。

（施設管理担当者）

第12条 施設管理担当者は歯学研究科総務課管理係長（以下「管理係長」という。）とする。

（安全管理担当者）

第13条 安全管理担当者は歯学研究科総務課庶務係長（以下「庶務係長」という。）とする。

（登録）

第14条 放射線診療施設において、R I等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとするものは、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項により申請し、放射線業務従事者として登録されなければならない。

- 2 前項の規定により登録された放射線診療従事者以外の者は、放射線業務に従事し、又は放射線施設もしくはその管理区域に立ち入ってはならない。ただし、放射線施設又は管理区域に、主任者の許可を受けて一時的に立ち入る者及び、放射線診療従事者の指示に従って診療施設に入る患者はこの限りでない。

（遵守等の義務）

第15条 放射線診療従事者その他の管理区域に立ち入る者は、この規程を遵守するとともに、主任者が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

（使用、保管、運搬及び廃棄）

第16条 R I等を使用、保管、もしくは廃棄する場合または放射線発生装置を使用する場合は、法令、本規程の定めるところにより行わなければならない。

- 2 R I等を運搬しようとする場合には、大阪大学放射性同位元素等運搬要項により行わなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、作業ごとに取扱責任者を定めるものとし、取扱責任者は、主任者の指導のもとに、当該従事者に対し、適切な指示を与えるものとする。

第3章 リニアック及び診断用エックス線装置の使用

（リニアックの使用）

第17条 リニアックの使用者は、次の各項に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 2 リニアックの使用中は、放射線治療を受ける患者のほかは、リニアック室に立ち入らせてはならない。
- 3 リニアック室は常に安全な方法で操作するものとする。
- 4 リニアックの照射中は、リニアック室入り口に「照射中」の表示するものとする。
- 5 照射に関する所定の記録を行うものとする。
- 6 リニアックの放射線出力は、定期的に測定するものとする。

(校正用線源の使用、保管、廃棄)

第18条 校正用線源の使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 校正用線源は電離箱校正以外の目的で使用しないこと。
- (2) 校正用線源を使用するときは、できるだけ短時間に操作し、被ばく線量を最小限にとどめるよう努めること。
- (3) 校正用線源の保管は、所定の保管庫に保管するものとし、使用終了後は直ちに格納すること。
- (4) 校正用線源を使用した場合は、所定の記帳を行うこと。
- (5) 定期的に、校正用線源の確認および汚染検査を行うこと。
- (6) 校正用線源を廃棄するときは、廃棄業者に引き渡すこと。

(診断用エックス線装置の使用)

第19条 診断用エックス線装置の使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) エックス線診療室には、照射中患者のほか特別の場合を除き、検査に必要な者を立ち入らせないこと。
- (2) エックス線診療室の扉は、照射中特別の場合を除き、閉鎖すること。
- (3) エックス線診療業務においては、管電圧、管電流、濾過板、焦点皮膚管距離、照射野の制度及び画像記録系等最適の組み合わせを選び、最小の線量で放射線障害の発生するおそれの最も少ない方法を採用し、最高の診断結果が得られるように努めること。
- (4) 利用線錐の総濾過は、管電圧70Kv以下の口内法撮影用エックス線装置にあってはアルミニウム当量1.5mm以上、その他のエックス線装置にあってはアルミニウム当量2.5mm以上になるように附加濾過板を附すること。
- (5) 診断の目的にあわせて最小の利用線錐となるようにし、かつ、利用線錐内にあっても、診断目的に関係のない場所は遮蔽をほどこすこと。
- (6) 利用線錐の底面積がフィルム面積を超えないようにし(口内法撮影の場合を除く)、透視にあっては利用線錐の底面積がイメージ増倍管の底面積を超えないこと。
- (7) 移動用エックス線装置は、患者の移動が困難な場合にのみ用いること。
- (8) 口内法撮影(歯科用パノラマ断層撮影装置は含まない)については、次のアからエまでの措置を講ずること。
  - ア 撮影専用とし、透視は行わない。
  - イ 焦点皮膚間距離は、管電圧70KV以下の場合には15cm以上、70kVを越える場合には20cm以上に保つこと。ただしやむを得ず上記基準を越えて近づける時は、放射線障害の防止に注意すること。
  - ウ 照射野の直径は、照射筒端で6cm以下になるようにすること。

- エ 入射面が駆幹部に至らないこと。
- (9) 照射に関する所定の記録を行うこと。

#### 第4章 測定、教育訓練、健康診断

##### (測定)

第20条 法に基づく場所の放射線の量の測定は、主任者の指示のもとに次の各号について作業開始前及び6月を越えない期間毎に行なわなければならない。

- (1) 診断用エックス線検査室の管理区域の境界
- (2) リニアック室の管理区域の境界
- (3) リニアック室内線量計校正線源貯蔵箱周囲
- (4) 病院内の人の居住する区域(病室)
- (5) 病院敷地の境界

2 前項の測定は測定に最も適した位置において放射線測定器を用いて測定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出できるものとする。

4 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率について行うものとする。

##### (外部被ばく線量記録)

第21条 第4条第3項で規定する放射線診療従事者等の個人被ばく線量の測定は大阪大学個人被ばく線量の測定要項に基づくものとする。

2 前項の記録は、安全管理担当者が保管し、その記録の写しを記録のつど本人に交付しなければならない。

##### (測定結果の保管)

第22条 前2条の測定の結果は、所定の用紙に記録し、病院長の責任において、年度ごとに取りまとめ保管(第20条にあっては5年間)しなければならない。

##### (教育訓練)

第23条 病院長は放射線診療従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前または放射線診療等業務に従事する前については、施行規則に定める教育及び訓練を、管理区域に立ち入った後または放射線診療等業務の開始後には、1年を越えない期間ごとに施行規則に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず施行規則に定める項目の一部または全部について十分な知識及び技能を有すると病院長が認める者については、教育及び訓練を省略することができる。

3 病院長は、管理区域に一時的に立ち入るものを一時立ち入り者として承認する場合は当該立ち入り者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

##### (健康管理)

第24条 放射線診療従事者は、大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項により健康診断を受けなければならない。

2 病院長は、健康診断を受けた者に対して、健康診断のつど記録の写しを交付するとともに、健康診断の記録を保管しなければならない。

3 病院長は、保健センター長および主任者の意見に基づき放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者に対して、その程度に応じ次の処置をとるものとする。

要注意 作業時間の短縮

要制限 配置転換

要療養 休養加療

(取扱等業務従事者の転出等の際の措置)

第25条 病院長は、取扱等業務従事者が配置換え、転出又は退職等により異動する場合は、当該取扱等業務従事者の取扱等に係るRI等の他の取扱等業務従事者への引継、廃棄その他必要な措置を講じなければならない。

(記帳及び保存)

第26条 RI等の使用、保管、運搬及び廃棄、放射線発生装置の使用、放射線診療従事者等に対する教育訓練及び放射線施設の点検に係る記帳については、所定の帳簿の様式により行い、主任者の認証を得なければならない。

2 帳簿は、4月1日に開設し、翌年3月31日又は施設の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、病院長の責任において5年間保管しなければならない。

## 第5章 危険時の措置

(地震等の災害時における措置)

第27条 地震・火災その他の災害が起こった場合には、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

2 病院長は、前項の通報を受けたときは、直ちに放射線施設を点検しなければならない。

3 地震については、気象庁の発表する震度4以上のものを対象とする。

(危険時の措置)

第28条 地震・火災その他の災害により放射線障害が発生するおそれのある場合、又は放射線障害が発生した場合には、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

2 主任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに災害の防止、避難警告その他法令の定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を所轄の警察署、病院長及び原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

3 主任者は、緊急事態の通報を受けた場合、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、病院長に報告しなければならない。

(1) 放射線障害を受けた者またはそのおそれがある者が有る場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させなければならない。

(2) 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。

(事故時の措置)

第29条 第1号から第4号までに掲げる事故が発生したときは、別表2に定める連絡通報体制に、第5号に掲げる事故が発生したときは別表3に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

(1) RIの盗取または所在不明が発生した場合。

(2) 施行規則第14条の7第1項第3号の線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

(3) RI等の使用、その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被

ばくに係る実効線量が取扱等業務従事者にあつては5ミリシーベルト、取扱等業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

(4) 取扱等業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

(5) 管理下でないR Iが発見されたとき。

2 病院長は、第1項第1号に掲げる事故の通報を受けたときは、直ちに、その旨を所轄の警察署に通報しなければならない。

#### 附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 大阪大学歯学部附属病院放射線障害予防細則（昭和58年7月28日制定）は廃止する。

#### 附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成22年9月10日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

#### 附 則

この改正は、平成25年6月20日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

#### 附 則

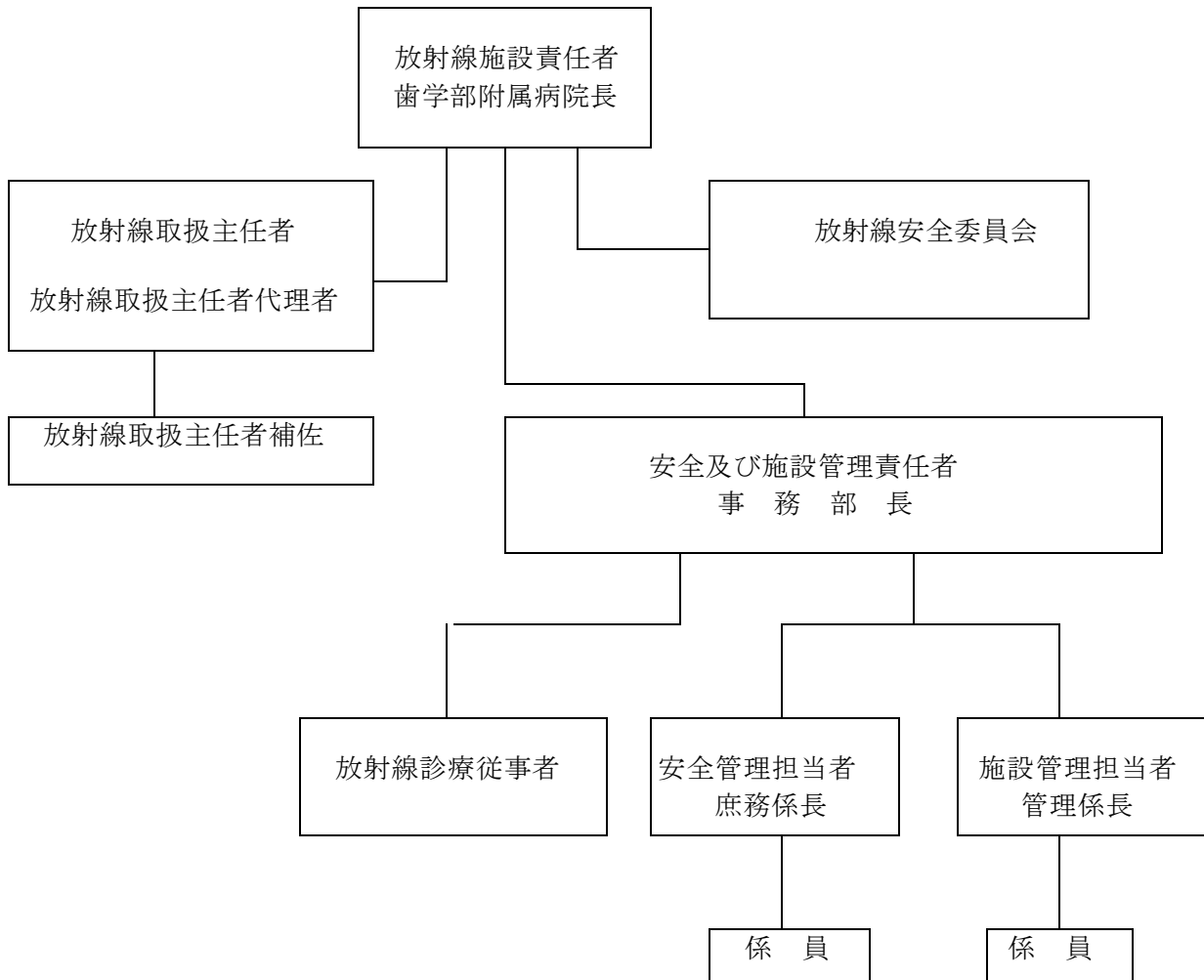
この改正は、平成27年7月16日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

#### 附 則

この改正は、平成30年4月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

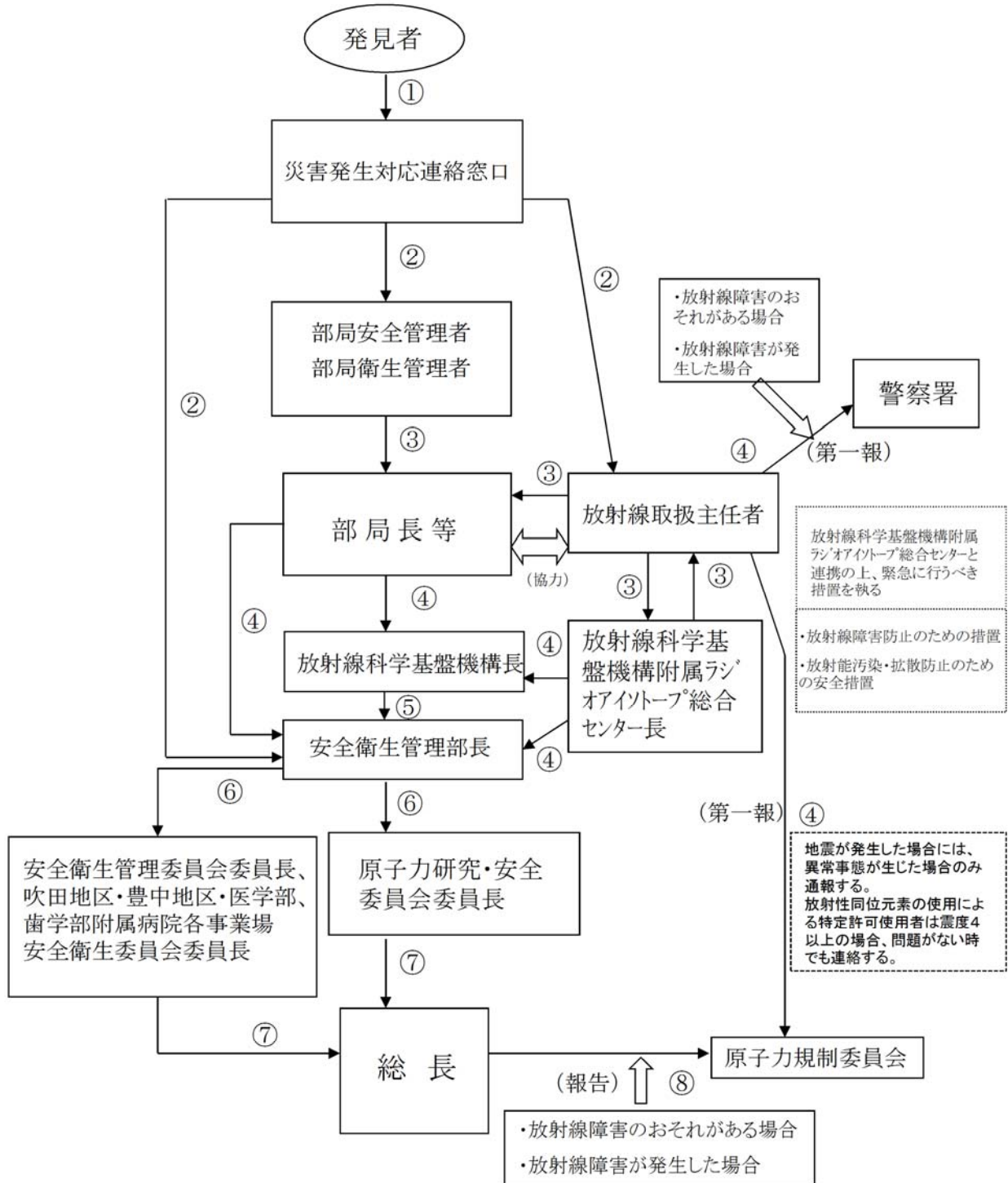
別図

大阪大学歯学部附属病院放射線障害防止に関する組織図

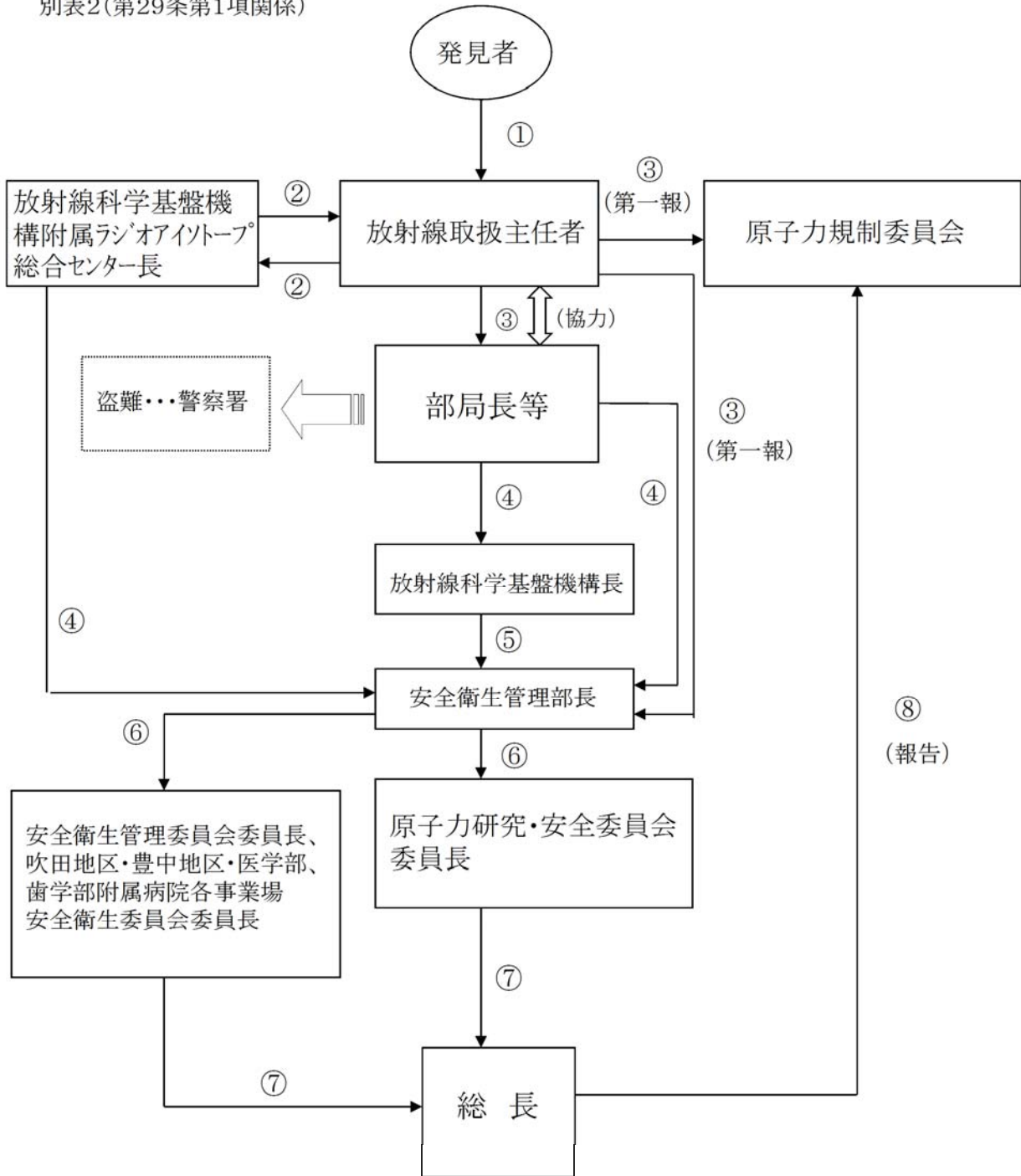




別表1(第27条第1項及び第28条第1項関係)



別表2(第29条第1項関係)



別表3(第29条第1項関係)

